

平成 26 年 11 月 26 日

各 位

管理会社名 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 15954)
代表者名 代表取締役社長 高谷 正伸
問合せ先 企画部 業務企画グループ 田原 輝行
(TEL.03-5210-8779)

投資信託約款変更のお知らせ

「NZAM 上場投信 東証 REIT 指数」ならびに「NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials」に係る投資信託約款の変更について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【投資信託約款に係る上場 ETF の名称】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数 (証券コード : 1595)

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials (証券コード : 1596)

【変更の内容・理由】

平成 26 年 12 月 1 日に改正される投資信託及び投資法人に関する法律および一般社団法人投資信託協会規則の改正に伴い、法令適合性を維持するため所要の変更を行うものです。(詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表をご参照ください。)

【変更と書面決議の手続き等】

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

【変更の日程】

平成 26 年 11 月 28 日 内閣総理大臣への届出日

平成 26 年 12 月 1 日 変更日

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p><u>第 23 条の 2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>前項の変更または併合（前項の変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）</u>について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ <u>第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>前項の変更または併合（前項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）</u>について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p>

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p><u>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</u></p> <p><u>第 23 条の 2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の変更または併合（前項の変更にあつては、<u>その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。</u>）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の変更または併合（前項の変更にあつては、<u>その内容が重大なものに該当する場合に限り</u>ます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>

以上